

中学生のための

交通安全ブック

～安全に通学するために！～

奈良県警察

交通安全について

ひとりひとりが正しい交通ルールやマナーをしっかりと理解して守っていくために、わかりやすく書かれています。

みなさんも、交通事故に「あわない。おこさない。」の心構えで、交通安全の意識を高めましょう。

目次

- ・ 交通ルールやマナーについて
- ・ 正しい道路の歩き方
- ・ 自転車の正しい乗り方
- ・ 交通事故が起きたとき



交通ルールやマナーについて

1 基本的な心得

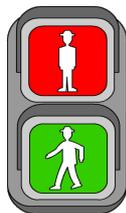
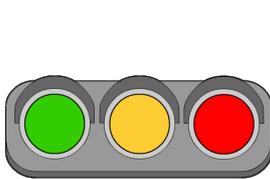
- (1) まずは、あなたも交通社会の一員です。

道路を通行するには、交通ルールを守ることをしっかり理解して下さい。

- (2) 交通事故から自分自身を守るだけでなく、道路を利用するほかの人々、特に幼児や高齢者、身体の不自由な人々へのゆずりあい・思いやりの心を持ちましょう。

2 信号機・道路標識・道路標示について

信号機、道路標識、道路標示のそれぞれの意味をしっかりと理解して、それに従いましょう。



一時停止



歩行者横断禁止



歩行者専用



自転車及び歩行者専用



信号機あり



踏切あり

3 通学の心得

- (1) 時間的に余裕を持って、早めに家を出発しましょう。
- (2) 遠まわりでも、交通量の少ない安全な道、信号機や横断歩道のある学校で決められた道（通学路）を、決められた方法で通学しましょう。
- (3) やむを得ず、通学路でないところを寄り道する場合は、あらかじめ家の人に連絡をしておきましょう。

また、なれない道を通るときは、気をつけましょう。

4 緊急自動車について

交差点、またはその付近において、緊急自動車が近づいてきたときは、車・自転車は道路の左側によって一時停止、歩行者も緊急自動車の妨げにならないようにしましょう。



5 道路上で禁止されていること

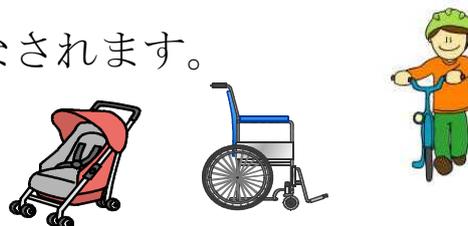
道路上では、次のことをしてはいけません。

- (1) すわったり、しゃがんだり、立ち止まったりして、交通の妨げとなること。
- (2) スケートボードや球技をするなど道路で遊ぶこと。
- (3) 道路上の人や車に物を投げるなどすること。
- (4) 走行中の車や自転車から物などを投げること。
- (5) 道路上に、交通の妨害となるような物を置くこと。
- (6) 信号機や道路標識・道路標示を勝手に操作したり、移動させたり、こわしたりすること。



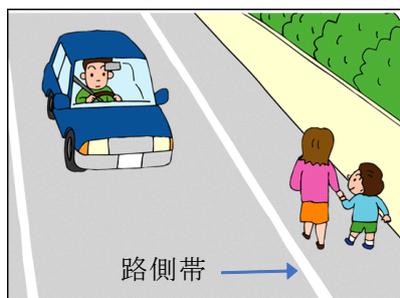
正しい道路の歩き方

自転車を押している人、ベビーカーや車いすで通行している人は、「歩行者」とみなされます。



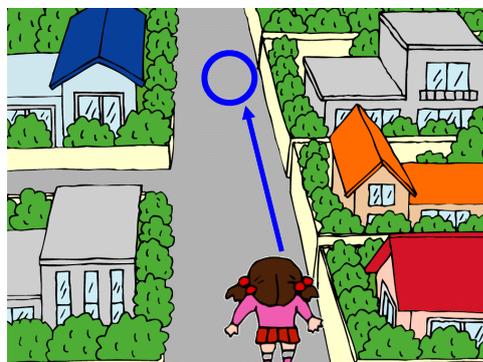
1 通行区分

(1) 歩行者は歩道や路側帯を通りましょう。



(2) 歩道、路側帯のない場合は、道路の右端を通りましょう。

もし、右端を通ると危険な場合は、左端を通ることができます。

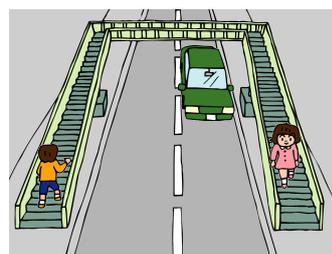


2 横断の方法

- (1) 道路の横断は、横断歩道や信号機のある交差点で渡りましょう。

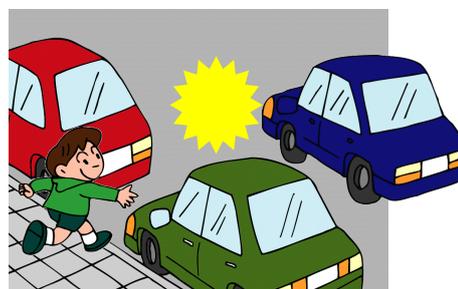


- 歩道橋、横断地下道が近くにある場合は、その施設を利用しましょう。



- (2) 横断するときは、必ず立ち止まって、右・左・右をよく確認し、安全を確かめてから渡りましょう。

- (3) 通行する車の直前や直後を横断することは危険なので、渡ってはいけません。



- (4) 道路標識で横断が禁止されている場所では、横断してはいけません。

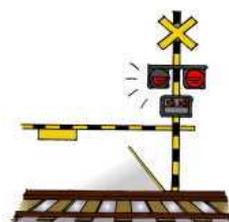


歩行者横断禁止

3 踏切を通るとき

(1) 踏切の手前では、必ず一時停止して左右の安全を確かめましょう。また、自転車で通行する場合は、自転車から降りて、押して渡りましょう。

(2) 警報機が鳴っているときや、しゃ断機がおり始めてからは、踏切に入ってはいけません。



4 夜間や雨の日などに歩くとき

(1) 夜間、道路の中央付近にいる歩行者は、対向車のライトで運転者から瞬間的に見えなくなることがあるので、よく注意しましょう。

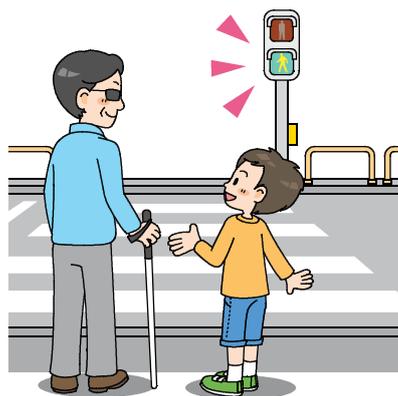
(2) 雨の日などは、路面がすべるため自動車の停止するまでの距離が長くなったり、歩行者もころびやすく危険なので、無理な横断や飛び出しをしないように注意してください。



5 身体の不自由な人の安全

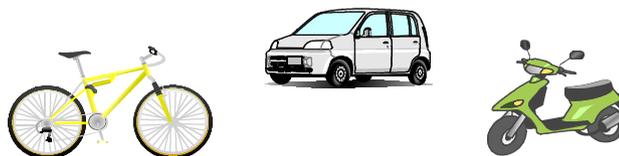
目の見えない人や、身体の不自由な人が道路を通行しているときには、そばにいる人は、道をあけるなど、安全に通れるようにしましょう。

特に、交差点や踏切など危険な場所で困っている人を見かけたときは、手をさしのべたり、合図をしたりして安全に通行できるように、お手伝いをしてください。



自転車の正しい乗り方について

自転車とは、自動車やバイクと同じ車両の一種で「車の仲間」です。



1 自転車に乗る前に

(1) 自分の体に合った自転車に乗りましょう。

自転車の大きさは、サドルにまたがったときに両足先が地面につくのが目安です。



(2) しっかり自転車を点検して、不備があれば整備してから乗らなければなりません。

- ・ ブレーキは前・後輪ともよくきくか。
- ・ ベル（警音器）はよく鳴るか。
- ・ ライト（前照灯）はつくか。
- ・ 尾灯など（反射器材）は



ついているか、他の車から自転車の後方、側面がよく見えるか。



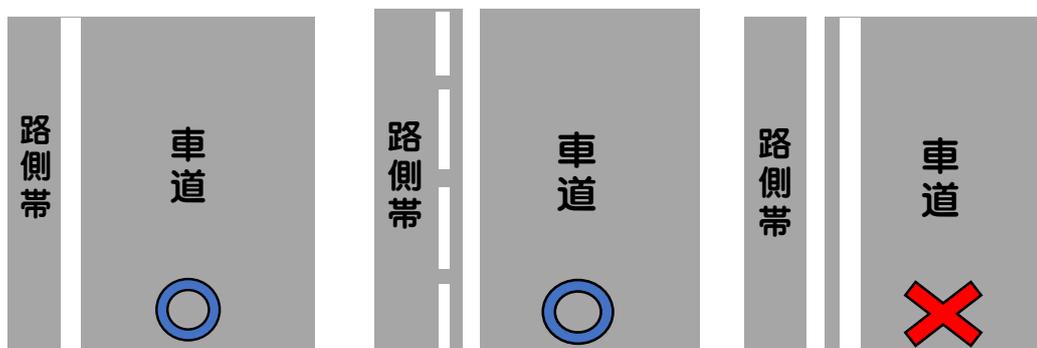
2 自転車の通行するところ

- (1) 自転車は原則、車道を通行しましょう。
- (2) 車道を通るときは、道路工事などの場合を除き、車道の左側の端に沿って通行しなければなりません。



- (3) 自転車は路側帯を通ることができます。

ただし、歩行者の通行を妨げそうな場合や白の二本線の道路標示がある場合は通ることはできません。



- (4) 自転車は道路標識などにより通行することができる場所では、歩道を通ることができます。

その場合には車道寄りの部分を徐行し、歩行者の通行を妨げ
そうなときは、必ず一時停止しなければなりません。



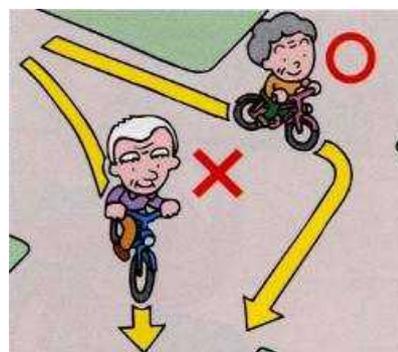
※ 徐行とは、大人の早足程度で
直ちに停止できる速度です。



3 交差点での通行方法

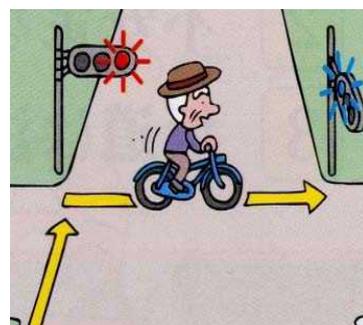
(1) 信号機のない交差点を右折する場合

できるだけ左端に寄って、
交差点の向こう側までまっすぐ
進み、十分に速度を落として曲
がります。



(2) 信号機のある交差点を右折する場合

青信号で交差点の向こう側まで、まっすぐ進み、
その地点で止まって自転車の向き
を右に変えて、前方の信号が青に
変わってから進みます。



(3) 左折する場合

できるだけ道路の左端に沿って十分速度を落とし、
横断中の歩行者の通行を妨げないように注意して曲が
ります。

4 自転車の安全通行のために

- (1) 一時停止の道路標識がある場所では、
標識に従って、停止して、安全を確か
めましょう。



- (2) 狭い道路から出るときや、見通しのきかない交差点
では、必ず一時停止をして安全を確かめましょう。

- (3) 歩行者が横断歩道を渡っているときは、一時停止し
ましょう。



- (4) 2人乗りをしてはいけません。

- (5) 傘をさしたり、物を手やハンドルにさげて運転して
はいけません。

- (6) 自転車は他の自転車と並んで走って
はいけません。道路の左端を1列に、

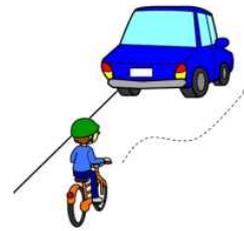


前の自転車が急停車しても追突することのないよう十
分な距離をあけましょう。

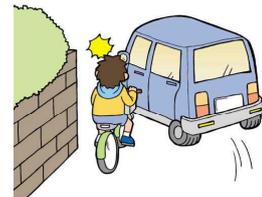
- (7) 警察官や交通巡視員の手信号、灯火による信号や指
示に、従わなければなりません。

(8) 子どものひとり歩き、身体の不自由な人、車いすの人などが通っているときは、一時停止するか、徐行して通行を妨げないようにしてください。

(9) 停車・駐車している自動車のそばを通るときは、急にドアが開いたり、かげから歩行者が飛び出すかも知れないので、注意しましょう。



(10) 車道の左端を走っているときは、交差点で左折する自動車に巻き込まれる事故が多いので、特に、左折する車には注意しましょう。



(11) 安全のためにヘルメットを着用しましょう。

あごひもをしっかりと締めましょう。



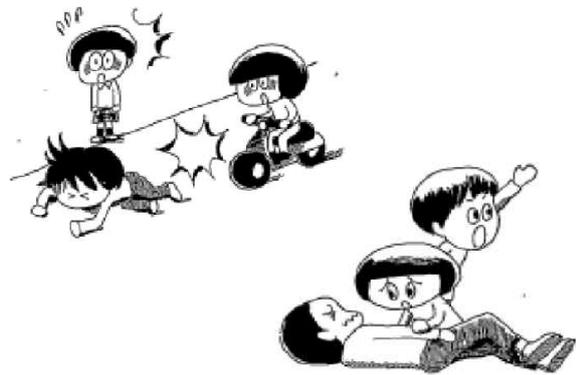
(12) 自転車事故を起こして、高額な損害賠償が必要となるケースが増えています。万が一に備えて、自転車保険に加入しましょう。

交通事故が起きたとき

交通事故が起きたときは、落ち着いて次のような応急の措置をとり、速やかに保護者や学校に連絡しましょう。

1 事故を起こしたとき

- (1) 負傷者を救護する。
- (2) 事故の続発を防ぐ。



- (3) 事故の状況を警察官に報告し、指示を受ける。

2 事故にあったとき

- (1) 警察へ届け出る。
- (2) 病院へ行って、医師の診断を受ける。
- (3) 相手の人の名前を確認しておく。



3 事故現場に居合わせたとき

- (1) 負傷者の救護のための措置を



手伝ったり、関係機関への連絡、報告などに協力する。

(2) ひき逃げや事故を見かけたときは、まず負傷者の救

護にあたるとともに、その車の

ナンバーや車の特徴も記憶して

おき、110番や119番などへ連絡

する。



その他の交通ルール

- (1) 自転車は交差点や、その手前に「進入禁止」の標示があるときは、その標示をこえて交差点に入ってはいけません。標示の矢印に従って、左側の歩道に乗り入れ、自転車横断帯を利用しましょう。



- (2) 自転車は交差点あるいは、その付近に「自転車横断帯」のあるところでは、その自転車横断帯を通行しなければならない。



- (3) 自転車は、停止、右左折をするときは、必ず安全を確かめたのち早めに正しく合図を行う。

- ・ 停止の合図…右腕を斜め下に出す。
- ・ 右折の合図…手のひらを下にして右腕を横こ水平に出す。
- ・ 左折の合図…右腕のひじを垂直に上に曲げる。

停止の合図

右折の合図

左折の合図

